

産業未来共創補助金を活用するためには

けんいん

「地域経済牽引事業計画」の作成が必要な場合があります！

「地域経済牽引事業計画」とは？

- ▶ 「**地域未来投資促進法**」に基づき、製造業、農林水産業、観光業等をはじめとした幅広い分野において、**高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼす取組** = 「**地域経済牽引事業**」を推進するための計画です。
- ▶ 計画の承認を受けると、**税制（国・県・市町村）、金融（日本政策金融公庫）、国補助事業での優先採択等様々な支援を受けることができます**。承認は県が行います。
- ▶ 県の「**産業未来共創補助金**」を希望される場合、事業内容によっては地域経済牽引事業計画の承認も受けていただく必要があります。

産業未来共創補助金を活用するために計画の作成が必要な場合は？

産業未来共創補助金	一般投資型	成長・規模拡大型※2
要綱に定める補助対象事業（1）～（9）※1	不要	必要
それ以外の事業	必要 2社以上の県内事業者と 共同で事業計画を作成	必要 2社以上の県内事業者と 共同で事業計画を作成

※1 (1)製造業、(2)製造業と密接に関連した道路貨物運送業、(3)製造業を直接支援する一体的な専属事業、(4)情報処理・提供サービス業、(5)ソフトウェア業、デザイン・機械設計業、インターネット附随サービス業、(6)自然科学研究所に属する事業、(7)職員教育施設・支援業（技術者研修）、(8)コンテンツの制作等を行う事業、(9)市町村との協議に基づき知事が選定した事業

※2 「成長・規模拡大型」は、中小企業等経営強化法に定める「経営革新計画」の承認を受けることでも活用が可能です。

計画の承認を受けるための要件は？

1. 対象事業が地域特性を活用していること →以下8分野のいずれかに該当すること

- 1) 「電子デバイス関連産業、素形材関連産業をはじめとするものづくり産業の集積」を活用した成長ものづくり
- 2) 「日本海」、「大山」、「砂丘」をはじめとする豊かで多様な自然環境を活かした成長ものづくり
- 3) 「松葉がに」、「二十世紀梨」をはじめとする特産物を活用した農林水産・地域商社
- 4) 「電子デバイス関連産業、生産用機械器具製造業、情報通信業の集積」を活用した第4次産業革命
- 5) 「鳥取砂丘」、「大山」、「山陰海岸ジオパーク」、「まんが・コンテンツ」、「星空」をはじめとする観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり
- 6) 「森林資源」、「豊富な水資源」、「風力」をはじめとする豊かな自然環境を活用した環境・エネルギー
- 7) 「染色体工学技術」、「海洋由来・きのこ由来の機能性素材の利活用技術」をはじめとする地域固有の技術を活用したヘルスケア・教育サービス
- 8) 「人材育成拠点形成の取組」を活用したヘルスケア・教育サービス

2. 対象事業により高い付加価値が創出されること →以下の条件を満たすこと

計画**最終年度**の単年度
における付加価値額

計画**実施前年度**の単年度
における付加価値額

> 3,481万円（R1年度鳥取県基準）

※付加価値額 = 売上高 - (売上原価 + 販売費及び一般管理費) + 給与総額 + 租税公課
※計画最終年度は、令和3（2021）年度末までのいずれかの単年度

3. 対象事業が経済波及効果をもたらすこと →以下のいずれかを達成すること

- 域内取引額**5,000万円増**
- 売上高**1.5億円増**
- 雇用**3名増**
- 給与**2,700万円増**

4. （原則として）令和5（2023）年度末までの事業計画であること

※これより長い事業期間についても承認可能な場合があります。

※産業成長応援補助金では、これ以降の投資も対象に含めることができます。

◆ 計画申請のための指定様式があります。詳しくはお問い合わせください。 鳥取県商工労働部立地戦略課